

「退職資金事業の事務説明会」（平成18年10月初旬開催）の  
質問と回答要旨

平成18年10月初旬（4日、13日、16日）に開催した「退職  
資金事業の事務説明会」で寄せられた事務処理に係るご質問と回答要  
旨です。事務手続きの参考としてください。

**（質問1）**

都外校等異動のあった当該教職員が退職するまで長期間ある場合もあり、  
個別に管理する方法として、貴財団にて、年1度くらい該当者（加入期間を  
記載）のリストを配布していただけないでしょうか。

**（回 答）**

都外校等異動教職員については、その異動届を受理したときは、当該教職  
員に係わる、その時点での退職資金の計算額、異動年月日、異動先等を記載  
した「都外校等異動届受理書」を発行し届出のあった学校へ通知しています。

現在、登録教職員については、登録教職員の現在状況（退職資金仮計算額）  
をお知らせする様式（「退職資金仮計算リスト」）がありますが、その中に都  
外校等異動教職員を組み入れることを検討したいと思えます。

**（質問2）**

都外校等異動した場合、退職資金の財団預りの金額には利息がつきますか。

**（回 答）**

退職資金事業制度は、東京都内の学校に在職する教職員のみを対象とし、  
その教職員が退職する時点で交付する制度であるため、都外校等異動は例外  
措置であり、預り分の利息はつきません。

**（質問3）**

同一法人内で異動後、退職した教職員への退職資金の交付方法について伺  
いたい。

以下のように高校（都内）から大学へ、そして小学校（都内）に復帰した  
後退職した場合を例とします。

①入職〔高校（都内）〕 1年勤務

退職資金額 30万円（標準給与月額）×交付指数（0.6）＝ 18万円

②異動〔大学〕 10年勤務（都外校等異動）

③復帰〔小学校（都内）〕 5年勤務

退職資金額 30万円（標準給与月額）×交付指数（5.0）＝ 150万円

このような場合、退職資金の交付は、退職時に金額（168万円）を③の小学校に交付されるのか。あるいは、①の高校に18万円、また③の小学校に150万円と別々に交付されるのでしょうか。

**(回答)**

この場合は、高校1年間勤務（登録）分の退職資金（額）と、復帰した小学校5年勤務（登録）分の退職資金を合算して、都外校等異動教職員退職届兼退職資金交付請求書を提出された小学校に対して交付決定通知書を発行し、退職資金を交付します。

なお、大学に異動され、そこで退職された場合は、高校1年間勤務（登録）分の退職資金（額）を①の高校あてに交付します。（事務の手引 69頁参照）

**(質問4)**

2008年4月に大阪校を開校する予定です。

都内にある学校から教職員を派遣する場合、2年程度の短期間であっても抹消の手続きが必要でしょうか。また、数ヶ月の出張の場合はどうでしょうか。

勤務年数の長い教職員が、都外校等に異動後復帰した場合、ずっと在職した場合に比べて交付指数の点で不利が生じますが、これを解消する方法がありましたら教えていただきたい。

また、都内と都外の学校を兼務する教職員の登録については、どのようになりますか。

**(回答)**

都内に設置された学校に勤務することが登録の条件ですので、1か月であっても、都外校等に異動した場合は登録抹消となります。学校法人にとっては復職となりますが、当事業では、新規登録扱いとなるので通算することはできません。

出張は、学校に在籍した上で別の場所で業務を行うことですから、登録抹消には該当しません。

都内に設置された学校に勤務し、常勤教職員（週5日以上）が登録の条件になっていますから、都内と都外の学校を兼務する場合は、この要件を満たすことができないため、登録できません。

本事業は東京都の補助金を受けることにより成り立っている事業ですから、都内の学校に週5日以上勤務しない教職員は補助の対象にならないので、登録できません。当該教職員に貴法人に退職金規程どおり支払うためには、当財団からの交付額との差額を、貴法人において引き当てていただくことにな

ります。

**(質問5)**

- 1 標準給与月額に管理職及び調整手当並びに教職員調整手当では含みますか。
- 2 再雇用者を再登録する場合の手続き、金額等について教えてください。

**(回答)**

- 1 標準給与月額は、本給相当額とし、扶養手当、通勤手当、住宅手当その他これらに準ずるものを含みません。ただし、各校園所定の退職金規程により、退職金算定の基礎とする給与月額（本給）に調整手当などを含めるとしている場合はその額を算入します。
- 2 通常の新規登録と同じ手続きをしていただきます。  
登録料は1名あたり1000円となります。また、出資金の額は登録時に届出のあった給与月額に基づき、標準給与月額表及び出資金早見表により算出します。

**(質問6)**

個人情報に関連し、「教職員の登録にあたり、本人の同意を得るものとする」とありますが、すでに登録済みの教職員にも適用されるのでしょうか。

**(回答)**

登録された教職員には、個人データを退職資金事業のために財団に提供していることをお知らせしてください。

当財団ホームページに掲載されている退職資金事業に関する事業説明や先に送付しております財団パンフレット「退職資金事業のあらまし」などをご参照ください。